治験コーディネーター経費

(派遣のコーディネーターを利用する場合)

算定基準:派遣会社と治験依頼者との合意の基で経費を算出する。

(院内コーディネーターを利用する場合)

治験

算定基準:ポイント×1,000円×契約症例数(A)+ポイント×3,000円×実績症例数(B) %ポイント数は、様式B-3より算出された合計ポイント数(1)を使用する。

製造販売後臨床試験

算定基準:ポイント×0.8×1,000円×契約症例数(A)+

ポイント×0.8×3,000円×実績症例数(B)

※ポイント数は、様式B-7より算出された合計ポイント数(1)を使用する。

支払い方法について

初回(契約締結時)に、固定費として(A)を納入する。

- (B) に関しては、実績に応じて以下の内容に沿って依頼者に請求する。
 - ・実施期間が6ヵ月未満の試験・・・ 試験終了後
 - ・実施期間が6ヵ月以上1年未満・・・治験薬投与開始時:50%、試験終了時:50%
 - ・実施期間が1年以上・・・ 治験薬投与開始時:30%、1/3経過時:30%

2/3経過時:30%、終了時:10%